

議案第102号

川崎市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市社会福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第4項中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（組織）

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

社会福祉法の一部改正に伴い、社会福祉審議会の委員定数の上限を定めるため、この条例を制定するものである。